

伊予市健康ポイント事業実施要綱

令和 7 年 4 月 1 日
伊予市告示第 99 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、県民の健康づくりに向けた行動変容を促すため、愛媛県（以下「県」という。）が実施するデジタルヘルスケア環境普及促進事業（以下「促進事業」という。）と連携して、市が実施する伊予市健康ポイント事業（以下「ポイント事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アプリ 県が促進事業において導入しているスマートフォン健康アプリ「k e n c o m（ケンコム）」をいう。
- (2) 登録者 ポイント事業に参加するために、アプリによる参加手続きを行い、登録を行った者をいう。
- (3) ポイント ポイント事業の登録者が、第 5 条に規定する健康づくり活動等を行うことにより付与されるものをいう。
- (4) 商品券 第 8 条に規定する累積ポイントに応じて、登録者に交付する伊予市商業協同組合発行の共通商品券（500 円分）をいう。
- (5) 達成券 第 8 条に規定する累積ポイントに応じて、登録者に交付する伊予市発行の券面金額が 500 円の金券をいう。
- (6) 商品券等 商品券又は達成券をいう。
- (7) 健康診査 国民健康保険特定健康診査、後期高齢者健康診査、職場健康診査、本市が実施する 30 歳から 39 歳まで（生活保護受給者にあつては、30 歳以上）の方が対象の基本健康診査及び人間ドックをいう。
- (8) 協力店 ポイント事業に賛同する市内の事業者で、達成券を利用できる店舗又は施設として指定を受けたものをいう。

（対象者）

第 3 条 ポイント事業の対象となる者は、本市に住所を有する 19 歳以上の者とする。

(事業内容)

第4条 ポイント事業は、登録者が次条に規定する健康づくり活動等を行った場合に、当該活動等の実績に応じてポイントを付与し、その累積ポイントに応じて登録者の申出により商品券等と交換するものとする。

(健康づくり活動等)

第5条 ポイント事業の対象となる健康づくり活動等の内容は、次に掲げるとおりとし、市長が指定する期間に実施するものとする。

- (1) 運動及び日常生活による歩行
- (2) 体重の測定
- (3) 血圧の測定
- (4) 健康診査の受診
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める活動

(参加の登録)

第6条 ポイント事業への参加を希望する者は、アプリをダウンロードし、身分証明書による認証手続きにより、登録を行うものとする。

(ポイントの付与)

第7条 市長は、登録者が行った前条に規定する健康づくり活動等について、別表第1に定める区分に応じ、ポイントを付与するものとする。

2 登録者は、前項のポイントを獲得するため、健康づくり活動等の内容を市長が別に定める方法によりアプリに登録するものとする。

(ポイント交換)

第8条 登録者は、付与されたポイントについて、別表第2に定める累積ポイントに応じて、商品券等と交換することができる。

2 ポイントの交換は、市長が指定する期間において、アプリにより行うものとする。

3 市長は、登録者が不正な手段で商品券等の交付を受けた場合は、商品券等の返還又はその相当額の返還を命ずることができる。

(達成券)

第9条 達成券は、協力店でのみ使用できるものとし、その有効期間は、券面に記載された期間とする。

2 前項に定めるもののほか、達成券の使用に当たっての注意事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 現金と交換することはできないこと。

(2) 券面金額の合計額未満の代価の支払に使用する場合において、当該代価との差額は払い戻されないこと。

(3) 有効期間を過ぎた場合は、使用できないこと。

(協力店の指定)

第 10 条 協力店として指定を受けようとする者は、伊予市健康ポイント事業協力店指定申請書（様式第 1 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、伊予市健康ポイント事業協力店指定通知書（様式第 2 号）により協力店として指定するものとする。

3 協力店は、指定の内容を変更しようとするときは、その 1 月前までに伊予市健康ポイント事業協力店変更承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(指定の解除)

第 11 条 協力店は、指定を解除しようとするときは、その 1 月前までに伊予市健康ポイント事業協力店解除承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(指定の取消し)

第 12 条 市長は、協力店が次の各号のいずれかに該当したときは、その指定を取り消すことができる。

(1) 達成券の不正使用があったとき。

(2) 不正の行為により請求を行ったとき。

(3) 公序良俗に反する行為があったとき。

(4) この要綱の規定に違反したとき。

(5) その他市長が協力店としてふさわしくないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、伊予市健康ポイント事業協力店指定取消通知書（様式第 5 号）により協力店に通知するものとする。

(協力店の遵守事項)

第 13 条 協力店は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 市民によく分かる場所に市が交付するステッカーを掲示すること。

(2) 達成券を持参した登録者に対し、券面金額に相当する物品の交換、役務の提供等を行うこと。

(3) 商品の仕入れその他の自らの営業活動に達成券を使用しないこと。

（達成券の精算）

第 14 条 協力店は、達成券の使用のあった月の翌月末までに、当該使用のあった達成券の券面金額の合計額を市長に請求するものとする。この場合において、協力店は、伊予市健康ポイント事業達成券使用請求書（様式第 6 号）に当該使用のあった達成券を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに協力店に支払うものとする。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、健康ポイント事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 廃止された伊予市健康ポイント事業実施要綱（平成 31 年伊予市告示 3 号。以下「廃止要綱」という。）の規定により協力店に指定された者は、第 10 条の規定により指定されたものとみなす。

3 廃止要綱の規定により発行された達成券の取扱いについては、なお、従前の例による。

4 この告示の施行日の前日までに、アプリに登録をした者については、別表第 1 に規定するポイントを付与することができるものとする。

5 令和 7 年 4 月 1 日からこの告示の施行日の前日までに、健康診査を受診した者については、別表第 1 に規定するポイントを付与することができるものとする。

（準備行為）

6 この告示の施行のために必要な準備行為は、この告示の施行日前においても行うことができる。

別表第 1（第 7 条関係）

健康づくりの活動等			付与する ポイント
歩数	1 日当たり	4,000 歩から 4,999 歩まで	4
		5,000 歩から 5,999 歩まで	5
		6,000 歩から 6,999 歩まで	6
		7,000 歩から 7,999 歩まで	7
		8,000 歩以上	8
体重の測定	1 日当たり		1
血圧の測定	1 日当たり		1
健康診査の受診	1 年度当たり		100
アプリに登録	登録 1 回限り		100
アプリにログイン	1 日当たり		1

別表第 2（第 8 条関係）

累積ポイント	商品券等
1,500	1 枚

様式第 1 号（第 10 条関係）

伊予市健康ポイント事業協力店指定申請書

年 月 日

伊予市長 様

申請者 住 所
事業者名
代 表 者
電話番号

伊予市健康ポイント事業協力店の指定について宣誓事項を確認の上、次のとおり申請します。

協 力 店 名	
HPアドレス	
住 所	〒
電 話 番 号	

【宣誓事項】

本事業者は、次の各号のいずれにも該当しないことを宣誓します。

- 1 政治活動、宗教活動に係るもの
- 2 伊予市暴力団排除条例（平成 23 年伊予市条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等の利益につながるもの

様式第 2 号（第 10 条関係）

伊予市健康ポイント事業協力店指定通知書

年 月 日

様

伊予市長 印

年 月 日付けで申請があった伊予市健康ポイント事業協力店の指定について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

協 力 店 名	
住 所	
協力店指定日	

様式第 3 号（第 10 条関係）

伊予市健康ポイント事業協力店変更承認申請書

年 月 日

伊予市長 様

住 所
事業者名
代 表 者

年 月 日付け伊（ ）第 号で通知のあった伊予市健康ポイント事業協力店の指定について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

協 力 店 名	
住 所	
変 更 内 容	
変 更 理 由	
変 更 日	

様式第 4 号（第 11 条関係）

伊予市健康ポイント事業協力店解除承認申請書

年 月 日

伊予市長 様

住 所
事業者名
代 表 者

年 月 日付け伊（ ）第 号で通知のあった伊予市健康ポイント事業協力店の指定について、下記のとおり解除したいので、申請します。

記

協 力 店 名	
住 所	
解 除 理 由	
解 除 日	

様式第 5 号（第 12 条関係）

伊予市健康ポイント事業協力店指定取消通知書

年 月 日

様

伊予市長 印

年 月 日付け伊（ ）第 号で通知した伊予市健康ポイント事業協力店の指定について、下記の理由で協力店の指定を取り消しましたので通知します。

記

協 力 店 名	
住 所	
取 消 理 由	
指定取消日	

様式第 6 号（第 14 条関係）

伊予市健康ポイント事業達成券使用請求書

年 月 日

伊予市長 様

住 所

事業者名

代 表 者

下記のとおり達成券を添えて請求します。

記

請求額 金 円

【達成券（ ）枚×500円】